

◎新潟県選挙管理委員会告示第50号

平成28年7月10日執行の参議院新潟県選出議員選挙における投票用紙（点字投票用紙を除く。）を次の様式により調製し、薄い黄色の用紙とし、投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒は黒色のインクで印刷するものとし、かつ、これらに押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、黒色のインクで刷り込むものと定めた。

平成28年6月22日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

<p>こ う ほ し ゃ し め い 候 補 者 氏 名</p>	<p>平成二十八年執行 参議院新潟県選出議員選挙投票</p> <p>○ 注意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <p>印</p>
--------------------------------------	--